

策定	平成	6年	1月
改定	平成	13年	2月
改定	平成	18年	2月
変更	平成	22年	3月
改定	平成	23年	4月
変更	平成	26年	6月
改定	平成	28年	3月
改定	令和	3年	3月
変更	令和	5年	6月
改定	令和	8年	3月

岡山県農業経営基本方針

令和8年3月

岡山県

目次

序章 方針の策定にあたって	1
1 基本理念	
2 目標年次等	
第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1 岡山県農業の概況	1
2 岡山県農業の将来展望	2
(1) 農家数、農業経営の状況等	
(2) 将来の岡山県農業・農村の姿	
3 担い手育成の基本的な方向	3
(1) 育成すべき担い手の目標数	
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保	
(4) 育成・支援すべき担い手の対象	
(5) 担い手を育成するための方策	
第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	8
1 農業経営の基本的指標の意義	8
2 営農類型	8
(1) 営農類型策定の考え方	
(2) 営農類型モデル	
第3章 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	10
1 農業経営の基本的指標の意義	10
2 営農類型	10
(1) 営農類型策定の考え方	
(2) 営農類型モデル	
第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	11
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	11
3 県が主体的に行う取組	11
4 関係機関の連携・役割分担	12
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12
第5章 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	13
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	13
○農用地の利用の集積に関する目標	
○その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	
(1) 地域計画推進事業	
(2) その他の事業	
(3) 基盤整備と土地利用調整	
(4) 指導・推進体制の整備	
(5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組	
2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	15
別表 営農類型モデル	16
自然的条件による岡山県の農業地域区分	20

岡山県農業経営基本方針

序章 方針の策定にあたって

1 基本理念

岡山県では、恵まれた自然条件や地理的条件の下、先人から受け継いだ高い技術力を生かして、全国に誇るべき、米、桃、ぶどう、肉用牛など地域色豊かな農産物が生産されている。

しかし、近年、農業従事者の高齢化、後継者の不足が深刻化しており、特に水田農業においてはその経営規模の拡大も容易には進まない等の課題がある中で、スマート農業技術の進歩や普及など新たな情勢の変化も現れてきている。

一方、国においては、令和7年4月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業の生産性を高める「産業政策」と、農業生産活動による多面的機能の発揮や雇用の創出を図る取組等の「地域政策」を車の両輪として引き続き実施することで食料自給力（農地、人、技術、生産資材）を確保し、食料自給率の目標達成（目標：45%）と食料安全保障の確保を目指すこととしている。担い手対策については、経営規模の大小や個人・法人などの別にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を確保・育成することとし、担い手数4.8万人（令和5年）の維持や、令和12年に1経営体当たりの生産量を1.8倍とするKPIなどを施策に掲げている。

さらに、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。）の策定による地域農業の点検の加速化と各種施策の一体的な実施が不可欠であり、地域の農業者やコーディネーター役を担う地方公共団体、農業協同組合、農業委員会等の組織、農地中間管理機構が一体となって、担い手への農地集積・集約化を進めることとしている。

このような状況の中、県では農業が抱える多くの課題に的確に対応するため、高品質で安全・安心な農産物の生産振興、新規就農者の確保や法人化の推進など力強い経営体の育成等、各種施策の実施により、各地域で特色ある生産活動の展開を図り、社会環境の変化に対応した持続可能な農業の振興を図る。

この基本方針は、豊かさやゆとりを実感できる持続的、安定的発展を目指す将来の農業像を描くものであり、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのある農業経営の可能性を明確にし、地域の実情に即した自主的、主体的取組を基本に、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成の展開方向を示し、新たな岡山県農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

2 目標年次等

この基本方針は、令和17年を目標とした。

なお、この基本方針は、基盤強化法に基づき、平成6年に策定して以降、概ね5年ごとにその後の10年間の目標を定めている。

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 岡山県農業の概況

本県では、瀬戸内の温暖な気候と恵まれた自然条件、大消費地の近畿圏に近い高速交通基盤等の優位性を生かして、農産、園芸、畜産が広く展開されてきた。

古くから発展した稲作以外にも南部では、県を代表する桃やぶどうなどの果樹栽培や、野菜・花き等の施設園芸栽培が盛んで、農業は地域の基幹的産業として重要な位置を占めている。

また、中北部地域では、ぶどうやトマト、黒大豆など果樹・野菜栽培の他、畜産業が盛んである。

一方、農業を取り巻く非常に厳しい環境は今後も続くものと予想され、人口減少による過疎化の進行や国内市場の縮小、高齢化による担い手の減少、荒廃農地の増加、資材や燃料の価格高騰

などの影響等による生産活動の更なる低下が懸念されている。

こうした状況を打破するため、県では「くだもの王国おかやま」の確立や、マーケティングとブランディングの一体的な戦略展開、供給力の強化に向けた産地の規模拡大やスマート農業技術等の導入による生産性向上の取組を進めているほか、力強い担い手の確保・育成と、これら担い手への農地集積・集約化を進め、魅力ある産業としての農業の確立を目指している。

とりわけ、力強い担い手の確保・育成が地域農業の維持・発展のためには何よりも重要であることから、関係機関・団体と緊密に連携しながら、新規就農者や認定農業者等の担い手確保に対する総合的な支援を行っている。その結果、新規就農者数は確保目標を毎年上回っており、引き続き本県農業の将来を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図る。

2 岡山県農業の将来展望

(1) 農家数、農業経営の状況等

ア 農家数等

総農家数は10年間で44%減少しており、近年のすう勢を踏まえると、現在の35,016戸から、5年後の令和12年には25,000戸程度まで減少すると予測される。また、農業経営体は10年間で40%減、5年間でも23%減と農家数と同程度に減少したほか、個人経営体の基幹的農業従事者の平均年齢は71.0歳、高齢化率は80.5%となるなど、高齢化は高止まりであり、今後10年間で高齢者のリタイアがさらに進むことが予測される。

また、新規就農者や認定農業者を確保するとともに、各種支援策の重点実施による担い手の育成を図ってきたが、統計上の担い手を表す主業経営体（農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体）の減少も深刻で、令和17年には2,000経営体を下回ることも懸念されている。

一方、大規模経営体は増加傾向にあり、5年間では特に20ha以上の全ての階層で経営体が増加している。今後も、土地利用型農業を中心に、農地の集積・集約化による担い手の規模拡大、集落営農組織の組織化・高度化等により、競争力の強い大規模な経営体の育成を図ることで、この傾向が一層顕著になると見込まれる。

イ 耕地面積

耕地面積は昭和36年をピークに減少を続け、令和7年現在は61,200haであり、すう勢からは、令和17年には56,000ha程度に減少すると予想されるが、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る各種施策を積極的に推進することで、10年後は57,800ha程度確保されると見込んでいる。

なお、農用地区域内農地については、令和6年現在で53,532haであるが、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進する。

ウ 農業生産（農業産出額）

農業産出額は近年、増加傾向にあり、令和6年では1,887億円となっているが、今後、各種農業振興施策の実施により1,920億円の産出額を目指して取り組む。

なお、国際化の波や産地間競争にも対応しうる担い手の育成に向けた施策をさらに重点化し、力強い農業構造への転換を図ることによって、10年後には認定農業者等の担い手のシェアを67%（土地利用型農業では43%）まで高める。

(2) 将来の岡山県農業・農村の姿

本県の農業は、地域の経済を支える主要な産業であると同時に、県民の生活に必要な食材を供給する役割を果たしている。また、農村は県土の保全、文化の伝承、癒しの場の提供などの役割を有している。

本県の農業・農村を持続的に発展させていくためには、儲かる産業としての農業の確立を目指し、マーケティングの強化とブランディングの推進、スマート農業技術の導入等による

生産の効率化、次代を担う力強い担い手の確保・育成等、様々な施策に取り組む必要がある。

具体的には、生産から販売まで、マーケティング戦略とブランディング戦略を一体的に行い、本県農産物の品質や安全性などの強みを生かした継続的・安定的に売れる仕組みづくりに取り組むとともに、省力化や生産性の向上等につながるスマート農業技術の積極的な活用を促進する。

また、次代を担う力強い担い手の確保・育成に当たっては、新規就農者の確保・育成を加速化するとともに、認定農業者や収益性の高い経営体等の確保・育成、中山間地域など担い手の確保が困難な地域においては集落営農の組織化など多様な担い手の育成や法人化等を支援するとともに、農地の集積・集約化や基盤整備等を進めて、担い手による効率的な生産活動を促進する。

さらに、農業生産活動を支える生産基盤の整備や長寿命化対策に取り組むとともに、農村の防災・減災や、中山間地域農業の活性化、鳥獣害防止などの各種対策の取組を進め、これらの取組を通じて本県の有する優れた人材や高い技術力、恵まれた自然環境などの優位性を最大限に生かした魅力ある農林水産業の確立を目指す。

3 担い手育成の基本的な方向

本県の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の減少と高齢化、農村の混住化、農業の国際化などが進行しており、今後、農業生産力の低下が危惧されている。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う生産性の高い農業構造を確立することが重要であることから、基盤強化法第11条の11の規定に基づく岡山県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）の体制を整備し、本県農業の担い手育成の拠点施設である県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）を核として、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の農業参入を支援するなど、本県農業の次代を担う力強い担い手の確保・育成を加速化する。

(1) 育成すべき担い手の目標数

認定農業者や基本構想水準到達者等の担い手を3,800経営体（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農）確保する。

また、新規認定農業者の確保数の目標を135経営体/年とし、さらに、認定農業者の法人化を促進することで10法人/年の純増を目指す。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね500万円）を確保することができる農業経営とする。

なお、「概ね」は8割とする（以下同じ）。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

ア 新規就農の現状と新たに営もうとする青年等の確保に向けた目標

近年における農業従事者や新規就農者数の動向、育成すべき担い手の実態等を総合的に考慮して、新規就農者の確保数の目標を4年間で600人とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり年間農業所得200万円以上）を目標とする。

(4) 育成・支援すべき担い手の対象

ア 認定農業者

基盤強化法第12条の規定により、市町村等（複数市町村で農業経営を営む場合は、営農

区域に応じて県又は国) から農業経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 の規定により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

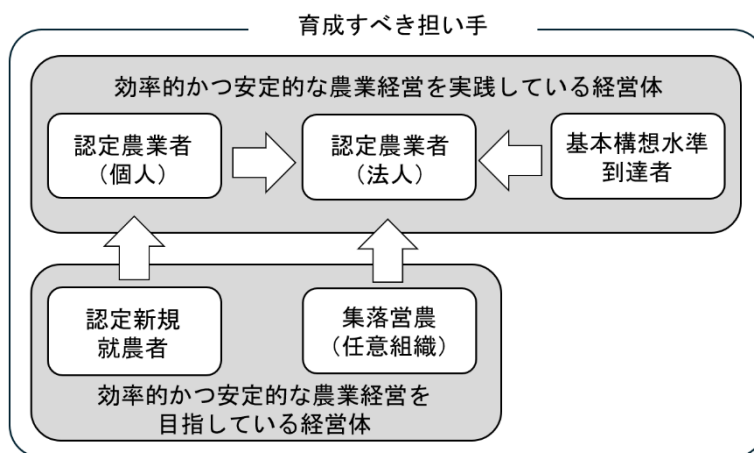
ウ 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

- ・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなされる者
- ・農業経営改善計画の終期を迎え、認定農業者の再認定を受けなかった者のうち、従前の経営を維持又は拡大している者

エ 集落営農

集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織



(5) 担い手を育成するための方策

ア 担い手育成の現状と確保対策

(ア) 認定農業者

新規の認定農業者は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間平均で、年間 148 経営体を確保しているが、高齢化等を理由に再認定を受けない農業者も多く、総数では漸減している。複合経営を除く部門別の令和 6 年度の認定農業者の割合では、野菜、果樹、花きの園芸部門が 59%と最も多くを占め、次いで米麦等の土地利用型部門が 27%、畜産部門が 14%となっている。また、年齢構成では 65 歳以上が 47%、逆に 39 歳以下は 6%であり、依然として高齢化率は高止まりの状況である。

今後、市町村、農業団体との連携を強化し、新規就農者等を認定農業者に育成するよう重点的に支援するとともに、支援センターを活用した中小企業診断士等の専門家派遣による経営改善や法人化指導、経営継承の促進と、法人化に向けた講座等の開催、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化など総合的な支援を行い、意欲ある認定農業者を継続的に確保・育成する。

加えて、市町村等の関係機関と連携して、新規就農者を始めとした新規認定候補者をあらゆる機会を通じて認定農業者へ誘導し、データベースを活用した「伴走型支援」を強化することで、認定農業者をさらに儲かる農業者に育成する。

(イ) 集落営農（法人の場合を含む）

近年、集落営農組織数は伸び悩んでおり、令和 6 年度末で 283 組織となっている。農業者の高齢化や担い手不足により、今後はさらに個別では管理できない農地が増加することが見込まれることから、引き続き、集落での合意形成のもとに農業生産の共同化・統一化を図り

効率的な営農を行う集落営農の組織化を推進する。

また、既存の集落営農組織については、農地の集約等による経営規模の拡大、生産性の向上、新規部門の導入、継続的かつ計画的な運営を行うための法人化を促進し、経営基盤の安定化と強化を図る。

さらに、組織の安定的な経営のため、専門家と連携して労務管理や将来的な経営規模等の指導を強化するとともに、個別経営体や他の集落営農組織等、経営体間の連携を推進する。

(ウ) 新規就農者（認定新規就農者を含む）

新規就農者は令和2年度から令和6年度の5年間平均で、年間157人を確保しているが、平均年齢は上昇傾向にある。

令和6年度の新規就農者を部門ごとで見ると、園芸部門が81%と圧倒的に多く、特に果樹は最多の58%、次いで野菜が19%で、米麦等の土地利用型部門は18%、畜産部門は1%となっている。

本県農業を将来にわたり持続的かつ安定的に発展させるためには、今後も新規就農者を積極的に確保するとともに、就農後も重点的にバックアップするシステムを構築することが重要である。

具体的には、農業者の子弟に対しては就農への動機付けを行う一方、農外の優秀な新規参入者を募り、市町村や農業団体等との緊密な連携のもと、スムーズな就農につながるよう地域ぐるみで受入体制と就農環境を整備し、4年間で600人の新規就農者の確保を目指す。

- ・ホームページ等を利用した就農情報の提供
- ・就農相談活動
- ・1か月間農家で行う農業体験研修
- ・実践的な研修を行う農業実務研修
- ・農地中間管理事業を活用した研修ほ場の設置
- ・空き農地や空き家等の就農に欠かせない情報のデータベース化等への支援

なお、就農後は経営の安定化に向け、農業普及指導センター、市町村、農業協同組合、農業士、就農アドバイザー等が一体となって、きめ細かなフォローを行う。

また、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手となる青年等の就農の促進を図るため、認定新規就農者制度の周知を徹底するとともに、毎年実施することとされている青年等就農計画のフォローアップを進めて、認定新規就農者の確保・育成に努める。

(エ) 企業の農業参入等

企業の農業参入を進めることにより、荒廃農地の解消や農地の維持、地域農業における後継者の確保、周辺農家への波及効果（意識改革や生産意欲の拡大）や雇用の維持・創出等が期待できることから、担い手の少ない地域を中心に企業の農業参入を支援する。

なお、農地の確保にあたっては、農地中間管理事業を活用した農地のリース方式の活用を促す。

また、農家の高齢化が進んでいることから、市町村、関係機関と連携して、一般企業や農業支援サービス事業者等による農作業受託の拡大を図る。

(オ) その他

- ・定年帰農者等
定年帰農者等は、社会人の就農に向けた三徳園での研修や、地域で実施している帰農塾等を通じて一定数を確保しており、今後も、新たな就業の場として農業を選択できるよう各種研修等を通じて、円滑な就農（帰農）を支援する。
- ・女性農業者
女性農業者は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手であり、今後の農業の発展や地域活性化のためには、女性農業者が力を発揮できる場づくりが必要なことから、女性

が働きやすい環境整備や農業経営の参画に向け、家族経営協定や経営改善計画の共同申請を推進する。また、地域計画策定に向けた協議等の場において、構成員の概ね3割以上が女性農業者で構成されるよう、各市町村の取組を支援する。

・農業協同組合及び農業協同組合出資型農業法人

農地法等の一部改正に伴い、農業協同組合（出資型農業法人を含む）には、担い手が不足している地域において、地域内での合意や連携のもと、担い手として、また新規就農希望者の研修や雇用の受け皿として農業経営活動等への取り組みが期待されている。

イ 地域別の育成方向

干拓地に代表される平坦地等の広がりのある南部地域においては、農地の利用調整を通じた集積・集約化などにより、個人経営の規模拡大を進める。

中北部の中山間地域においては、担い手不足が課題となっており、そうした地域では、当面集落等を単位とした生産組織の育成を図るとともに、高収益・高付加価値作目の積極的な導入等の複合経営化を推進する。

また、中北部に多い畜産を基幹とする経営では、スマート技術の導入等により、飼養管理の省力化や生産性の向上を推進するとともに、耕畜連携による飼料作物の生産などにより飼料生産基盤の充実に努め、飼料自給率の高い経営を目指す。

県内に広く分布する園芸が盛んな地域においては、高品質安定生産技術を確立し、所得向上を目指すとともに、離農者の園地は積極的に担い手や新規就農者への流動化を推進し、産地の維持拡大を図る。

ウ 部門別の育成すべき具体的な担い手像

(ア) 土地利用型作物部門

生産性の向上や水田の畑作利用を進めるために、区画整理、用排水路等の基盤整備を実施するとともに、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業などの積極的な活用を促進し、スマート農業技術等の導入による省力・低コスト化や農地の集積・集約化、農作業受委託による担い手の規模拡大を図る。さらに、効率的かつ安定的な農業経営が確立した経営体に対し、法人化への誘導を図る。

ア) 南部平坦地域（岡山平野、一部吉備高原）

水管理の省力化や水田の汎用化を図る基盤整備を実施するとともに、自動化等のスマート農業技術の導入や農地中間管理事業等の推進により農地の集積・集約化を進め、競争力の高い担い手を育成する。

○大規模経営体（後継者育成型）

- ・農地の利用集積による大規模水田経営の確立、作業受託の拡大による経営の安定化
- ・後継者育成による事業継承

○組織経営体

- ・雇用等による規模拡大
- ・経営の継続
- ・後継者の育成（従業員へののれん分け）

○集落営農組織

- ・条件の良い地域での規模拡大及び法人化

○その他

- ・状況に応じて農業協同組合出資型法人や新規参入法人等を支援

イ) 北部中山間地域（吉備高原、津山盆地、中国山地）

小面積で作業効率が悪い地域も多く、個人経営体の育成は比較的条件のよい平坦地域に限られる。条件不利な地域においては、集落営農の組織化・法人化及び軽労化・高付加価値化のためのスマート農業技術導入等、地域の実情に応じた担い手の育成が必要である。

また、畦畔や水路等の地域資源管理が担い手の規模拡大を阻害している事例が見られることから、担い手農家の労力やコスト等の負担軽減に向けた体制整備が必要となっている。

○個人経営体

- ・条件の良い地域での農地の集積・集約化による個人経営体の育成
- ・作業受託の拡大による経営の安定化

○集落営農組織

- ・担い手の確保が困難な地域での組織化の推進
- ・条件の良い地域での規模拡大及び法人化
- ・地域一帯あるいは他地域と連携した広域型組織の育成

○その他

- ・農業協同組合出資型法人、新規参入法人、農業サービス組織、NPO法人、地域資源管理を担う地域組織等の育成

(イ) 園芸部門

本県では、伝統ある高い技術に裏打ちされた品質の高さが国内外の市場から評価されている白桃やぶどう、地域の気候を生かしたなすやトマトなどの栽培が盛んであり、県内各地で園芸産地が形成されている。こうした産地では、生産組織や行政、関係団体が連携した担い手育成が図られており、今後とも、本県の優位性が発揮されるよう、意欲の高い生産者の経営規模拡大や農業後継者の確保、新規参入者の就農を支援して園芸産地の維持発展に努める。

また、企業参入や企業的経営等の推進に当たっては、企業が持つニーズや実状を踏まえて支援方策を検討する。

○個人経営体

- ・経営規模拡大や新技術・新品種の導入等の支援
- ・高齢者や女性など担い手の状況に応じた園芸品目の推進

○新規就農者

- ・Uターン就農者等の後継就農者の確保対策の推進
- ・各種研修制度を活用した新規参入者の就農支援

○組織経営体・企業等

- ・市町村や農地中間管理機構、農業会議等と連携した農地の確保及び集積の支援
- ・加工・業務用野菜等の水田転換畑での作付け推進

(ウ) 畜産部門

本県の畜産業が次世代に継承できる産業として持続的に発展するため、畜産農家と地域の関係者が連携して地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの取組等により生産基盤の維持・強化を図るとともに、ゲノミック評価等を活用した効率的な家畜改良、スマート農業技術の実装による生産性の向上と労働負担の軽減、地域の飼料資源の活用や飼料収穫作業等の外部化によるコスト低減を推進する。

また、後継者への円滑な経営継承や後継者不在の畜産農家の経営資源を意欲ある担い手へ継承する取組等を推進する。

○個人経営体

- ・コストの低減・省力化や家畜改良等による生産性の向上及び自給飼料の生産利用の支援
- ・後継者への円滑な経営継承を支援

○新規就農者

- ・後継者不在の畜産農家の経営資源を円滑に継承できるシステムづくりの推進

○組織経営体・企業等

- ・地域の畜産クラスター協議会で位置付けられる「中心的な経営体」(法人経営等)の育成

第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 農業経営の基本的指標の意義

基盤強化法において、「都道府県知事は、基本方針で効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を定める」（同法第5条）こととなっており、本県では地域の実態に即した多様な農業経営の姿を示しているところである。

今回の変更にあっても、地域の取り組みを支援する観点から、既に県内で展開している優良事例を踏まえつつ、概ね10年後を目標として、今後の新技術、農地の集積・集約化等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を示すこととする。

2 営農類型

(1) 営農類型策定の考え方

ア 所得目標及び労働時間

主たる従事者1人当たりの年間農業所得目標は概ね500万円とし、年間総労働時間は1,800時間程度とする。

イ 経営規模

自作地を基本とするが、水稻を中心とした土地利用型部門や大規模に飼料作物を栽培する畜産経営等必要に応じ、借地を取り入れた経営とする。

ウ 生産方式

概ね10年後を目標として、実現可能な栽培飼養技術による適正で合理的な体系とする。

エ 適応地域

地域の特性を生かした営農を確立するため、気候、標高、地形等から県内を①岡山平野②吉備高原③津山盆地④中国山地の4つの地域に区分し、営農類型ごとに適応地域を設定する。

(2) 営農類型モデル

ア 土地利用型作物部門

番号	営農類型	作 目	経営規模	適応地域
1	水稻・麦複合	水稻 二条大麦	30.0ha 40.0ha	岡山
2	水稻・麦・作業受託複合	水稻 小麦 水稻作業受託	20.0ha 12.0ha 10.0ha	吉備・津山
3	水稻・大豆複合	水稻 大豆 水稻収穫作業受託	3.0ha 7.0ha 14.0ha	全域
4	水稻・WCS用稲	水稻 WCS用稲	6.0ha 15.0ha	全域
5	水稻・飼料用米	水稻 飼料用米	12.0ha 3.0ha	全域

イ 園芸部門

番号	営農類型	作 目	経営規模	適応地域
6	果樹専作	もも	1.0ha	岡山・吉備・津山

7	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャインマスカット)	0.9ha	岡山
8	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・オーロラブラック・シャインマスカット)	0.9ha	岡山・吉備・津山
9	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャインマスカット)	0.9ha	吉備・津山・中国
10	果樹専作	ぶどう (アレキ・シャインマスカット・紫苑)	0.6ha	岡山
11	野菜専作	なす	0.2ha	岡山
12	野菜専作	トマト	0.2ha	吉備・中国
13	野菜専作	いちご	0.25ha	岡山・吉備・津山
14	野菜専作	はくさい キャベツ	3.0ha	全域
15	花き専作	りんどう	0.6ha	吉備・津山・中国
16	花き専作	スイートピー	0.2ha	岡山

ウ 畜産部門

番号	営農類型	作 目	経営規模	適応地域
17	酪農専作	乳用牛 (ホルスタイン種)	50頭	全域
18	酪農専作	乳用牛 (ジャージー種)	80頭	中国
19	肉用牛専作	肉用牛 (繁殖・黒毛和種)	70頭	全域
20	肉用牛専作	肉用牛 (肥育・黒毛和種)	200頭	全域

(注) 適応区分 岡山：岡山平野 吉備：吉備高原 津山：津山盆地 中国：中国山地

第3章 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 農業経営の基本的指標の意義

基盤強化法において、「都道府県知事は、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を定める」（同法第5条）こととなっており、第1章の3の（3）に示した目標を達成すべき農業経営の指標として、本県における就農事例の多い営農類型及び前提条件について示すこととする。

また、営農類型を示していないものは、第2章の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

2 営農類型

（1） 営農類型策定の考え方

ア 所得目標及び労働時間

主たる従事者1人当たりの年間農業所得目標は200万円以上とし、年間総労働時間は1,200時間以上とする。

イ 経営規模

借地による経営を中心とする。

ウ 生産方式

就農後概ね5年後を目標として、実現可能な栽培技術による適正で合理的な体系とする。

エ 適応地域

地域の特性を生かした営農を確立するため、気候、標高、地形等から県内を①岡山平野②吉備高原③津山盆地④中国山地の4地域に区分し、営農類型ごとに適応地域を設定する。

（2） 営農類型モデル

番号	営農類型	作 目	経営規模	適応地域
1	水稲・麦・作業受託複合	水稲・小麦・作業受託	10.0ha	岡山・津山
2	果樹専作	もも	0.4ha	岡山・吉備
3	果樹専作	ぶどう (ピオーネ・シャインマスカット)	0.3ha	吉備・津山
4	野菜専作	トマト	0.2ha	吉備・中国
5	野菜専作	はくさい キャベツ	1.5ha	岡山（温暖地）
6	野菜専作	いちご	0.15ha	岡山・吉備・津山

（注）適応区分 岡山：岡山平野 吉備：吉備高原 津山：津山盆地 中国：中国山地

第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県農業の担い手育成の基本的な方向は、第1章の3に記載のとおりであるが、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体は地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。あわせて、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

また、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業支援等を実施する団体（農業支援サービス事業体を含む）による農作業の受委託を促進する。

2 支援センターの体制及び運営方針

県は支援センターを整備し、農業者等の経営改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村との調整等を行うこととし、次の業務を行う。

- ・農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ・経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化、6次産業化等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ・農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- ・就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

支援センターの運営及び事業に係る業務は、岡山県農産課が行うものとし、支援センターの業務の一部を民間事業者等に委託することができるものとする。

なお、支援センターの事業については、県内関係農業団体、商工団体、県が相互に連携して実施するものとし、相談窓口は三徳園に、サテライト窓口を各農業普及指導センターに設置する。

3 県が主体的に行う取組

県は、支援センターの運営を適切に実施するため、岡山県農業協同組合中央会、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、岡山県農業会議、岡山県土地改良事業団体連合会などの関係団体で構成される岡山県担い手育成総合支援協議会と連携して本県農業の魅力、就農支援制度、市町村・地域毎の受入体制等について、ホームページやSNSを活用した情報発信に努める。

また、新たに就農しようとする青年等に対し産地が行う研修を支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の周知に努める。

さらに、青年等就農計画の認定を市町村から受けた認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行し、経営改善計画を達成できるよう市町村等と連携し、データベースの活用等を通じたきめ細かな伴走型支援を行う。

なお、農業大学校においても実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に添ったきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関の連携・役割分担

関係機関は、支援センターの運営を適切に実施するため、次のとおり役割を分担する。

- ・支援センターにおいては、構成団体等と連携し、就農相談から定着、経営の発展までを一体的に支援する。
- ・市町村は、産地等と連携して、新規就農希望者の受入体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、就農希望者への相談対応等のサポートを行う。
- ・県農業会議は、農業法人等からの求人情報の収集と、県内農業法人への就職希望者への相談対応等のサポートを行い、さらに、県農業会議、県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、農業を

担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

- ・農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術指導等のサポートを行う。
- ・日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。
- ・商工関係団体は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応するとともに、中小企業向けの施策も活用した支援・サポートを行う。
- ・個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。
- ・地域の実情に応じて、農業公社や農業協同組合、民間事業者（農業支援サービス事業体を含む）による農作業支援や作業委託の活用が図られるよう、関係機関・団体における連携を進める。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村は、区域内の受入産地等と連携し区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、地域の特色等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。

市町村から情報提供を受けた支援センターは、就農受入等に関してホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に情報提供するとともに、就農等希望者、その他の関係者等から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容等に応じて市町村の担当者等に紹介する。その後においても、研修・定着状況等を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導・調整を行う。

なお、支援センター、市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、情報共有するとともに、経営の移譲希望者と就農等希望者とマッチングを行い、円滑な継承に向け必要なサポートを行うよう努めるものとする。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2章で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と耕地面積に占める割合の目標を達成するためには、農地中間管理事業を活用した地域計画推進事業により、育成・支援すべき担い手の規模拡大を進める必要がある。

○農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標	耕地面積に占める割合の目標
24,800ha	43%

○その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

市町村が策定した地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

このため、県は、関係各課、農林水産総合センター、農業普及指導センターによる県内の指導体制を整備するとともに、岡山県担い手育成総合支援協議会と相互に十分な連携を図り、市町村、農業委員会、農業協同組合等農業団体が各地域で行う推進活動を支援することにより、農業経営基盤の強化を促進する。

また、このような農地の集積・集約化など農業経営基盤の強化を促進する施策を集中的かつ重点的に推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めるとともに、農業経営改善計画の認定制度や青年等就農計画の認定制度の普及を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の再認定について重点的に指導する。

(1) 地域計画推進事業

県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域計画の達成に向け、農地中間管理事業及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の実施による農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転、その他農作業受委託により、効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化を推進する。

この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

地域別には、大規模な担い手の育成を中心に進める平坦地域においては、担い手への権利設定や農作業受委託により、農地流動化を推進し、個人経営体や組織経営体の経営規模の拡大を図るとともに、より効率的な営農のため、地域計画の協議に担い手の意向を反映させるよう努め、農地の集約化を目指すものとする。

また、担い手不足から土地利用型農業を主体とする個人経営体の育成が困難な中山間地域においては、土地利用調整、農作業受委託による集落営農組織の育成を図ると同時に、これら経営体の効率的・安定的な経営を確立するために、経営の複合化による経営発展を図る。

その他、新規就農者の確保・育成や地域外の担い手の活用を含め、地域農業の将来像を検討する。

(2) その他の事業

農作業受委託や農地貸借の促進、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及

び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体に、重点的、効果的実施を図る。

(3) 基盤整備による農地の集積・集約化

地域のニーズに応じた区画整理や暗渠排水、用排水路や農道などの基盤整備を進め、農産物の生産に不可欠な農地や農業用水を確保するとともに、その整備水準を高め、農業生産性の維持・向上を通じて、安定的な農業経営の実現を図り、担い手の確保・育成を推進する。

特に、ほ場整備の実施に際しては、地域農業の将来像を見据えた上で、その実現に必要な農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等、地域の実情に応じた農業生産基盤を整備し、担い手への農地集積・集約化を促進する。

(4) 指導・推進体制の整備

農業普及指導センター等の県内の指導機関においては、地域担い手育成総合支援協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を深め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、更に小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家との連携及び役割分担が明確にされるよう、集落段階での農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行う。また、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。

さらに、経営指導、農業法人の設立・運営に向けた指導の強化等を図るため、指導者を養成する。

(5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、メディアやホームページ等を活用して、本県農業の魅力を積極的に情報発信する。

また、県内外において定期的な就農相談会を開催し、併せてインターネットを活用したオンライン相談会を実施することにより、幅広く就農希望者からの相談に対応する。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

就農に向けた研修や就農先の情報、就農相談会の開催予定、農地や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報など、就農希望者のニーズに沿った情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、岡山県農業経営者協会等と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

(ウ) 技術習得のための支援

農業体験研修や農業実務研修など、農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践的に習得できる研修制度を設ける他、農業教育の拠点として、農業大学校や三徳園において栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

県は、三徳園を就農促進のための拠点と位置付け、県関係機関と連携しながら就農に向けた情報提供及び就農相談に対応する。

なお、技術や経営ノウハウは、農業普及指導センターや農業協同組合、農業士等が習得を支援し、農地の確保については、市町村や農業委員会、農地中間管理機構等が役割分担した上で対応する。

イ 定着に向けた取組

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等を市町村が策定する「地域計画」に地域内の農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策や青年

等就農資金の積極的な活用、農業普及指導センターによる巡回指導や情報提供及び青年等の交流機会の提供、民間専門家による研修会等の活動により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・農業普及指導センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、基盤強化法第 7 条に規定する事業を行う。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- (3) 基盤強化法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) (1)により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業
- (5) 市町村が定める地域計画の区域において上記(1)～(4)の事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資するように実施しなければならない。

別表

営農類型モデル

前提条件

- 1 主たる従事者1人当たりの農業所得目標は概ね500万円とし、年間総労働時間は1,800時間程度とする。
- 2 農畜産物の販売価格は、令和2年～令和6年の市場価格等を参考にして設定する。
- 3 複式簿記の記帳によるデータを基に経営を管理することを基本とする。
- 4 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。
- 5 適応地域は、自然的条件で区分する。（岡山県の自然的条件による農業地域区分）

土地利用型作物部門

NO	営農類型	適応地域	経営規模	生産方式
1	水稻・麦複合	岡山平野	〈作付面積〉 水稻 30ha 二条大麦 40ha （水田裏作は20ha） 〈経営面積〉 水田 30ha 〈内借地 28ha〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻、二条大麦の輪作体系 ・ ほ場の団地化によって省力、低コスト化を図る ・ 機械の適正規模利用によって経営費の削減を図る
2	水稻・麦・作業受託複合	吉備高原 津山盆地	〈作付面積〉 水稻 20ha 小麦 12ha 水稻作業受託 10ha 〈経営面積〉 水田 32ha 〈内借地 30ha〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻、小麦の輪作体系 ・ ほ場の団地化によって省力、低コスト化を図る ・ 機械の適正規模利用によって経営費の削減を図る
3	水稻・大豆複合	全域	〈作付面積〉 水稻 3ha 大豆 7ha 飼料用米 3ha 水稻作業受託 14ha 〈経営面積〉 水田 13ha 〈内借地 12.5ha〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻、大豆の輪作体系 ・ ほ場の団地化によって省力、低コスト化を図る ・ 機械の適正規模利用によって経営費の削減を図る
4	水稻・WCS用稲	全域	〈作付面積〉 主食用米 6ha WCS用稲 15ha 飼料用米 9ha 二条大麦 8ha 大豆 2ha 〈経営面積〉 水田 33ha 〈内借地 32ha〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用品種を作付し、収穫以降はコントラクターを活用する ・ ほ場の団地化によって省力、低コスト化を図る ・ 機械の適正規模利用によって経営費の削減を図る
5	水稻・飼料用米	全域	〈作付面積〉 主食用米 12ha 飼料用米 3ha 〈経営面積〉 水田 15ha 〈内借地 14ha〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料用米の専用品種を作付する ・ ほ場の団地化によって省力、低コスト化を図る ・ 機械の適正規模利用によって経営費の削減を図る

園芸部門

NO	営農類型	適応地域	経営規模	生産方式
6	果樹専作 (もも)	岡山平野 吉備高原 津山盆地	〈作付面積〉 加納岩白桃 20a 白鳳 20a 清水白桃 20a おかやま夢白桃 20a 白皇 10a ゴールデンピーチ 10a 〈経営面積〉 樹園地 100a	<ul style="list-style-type: none"> 品種を組み合わせ、作業分散と規模拡大を図る 機械化や低樹高栽培により労働生産性を高める
7	果樹専作 (ぶどう)	岡山平野 吉備高原 津山盆地 (中国山地)	〈作付面積〉 ビオーネ2月加温 20a ビオーネ無加温 20a ビオーネ簡易被覆 30a シャイン 簡易被覆 20a 〈経営面積〉 樹園地 90a	<ul style="list-style-type: none"> 労働の分散を図るため、作型を組み合わせ、安定生産を図る 5 kg コンテナ箱中心の出荷体系により低コスト・省力化を図る 結果過多を避け、高品質安定生産を図る
8	果樹専作 (ぶどう)		〈作付面積〉 ビオーネ2月加温 20a ビオーネ無加温 20a オーロラ 簡易被覆 30a シャイン 簡易被覆 20a 〈経営面積〉 樹園地 90a	
9	果樹専作 (ぶどう)		〈作付面積〉 ビオーネ無加温 20a ビオーネ簡易被覆 30a シャイン2月加温 20a シャイン 簡易被覆 20a 〈経営面積〉 樹園地 90a	
10	果樹専作 (ぶどう)	岡山平野 (吉備高原)	〈作付面積〉 アレキ2月加温 20a シャイン無加温 20a 紫苑無加温 20a 〈経営面積〉 樹園地 60a	<ul style="list-style-type: none"> 労働分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる 保温効果の高い資材の利用など省エネ対策を図る 自動換気装置など管理作業の省力化を図る 結果過多を避け、高品質安定生産を図る
11	野菜専作	岡山平野	〈作付面積〉 なす 20a 〈経営面積〉 水田 20a	<ul style="list-style-type: none"> 施設による長期栽培とする 共同選果施設を利用する
12	野菜専作	吉備高原 中国山地	〈作付面積〉 トマト 20a 〈経営面積〉 20a	<ul style="list-style-type: none"> 雨除け、養液土耕栽培とする 着果安定と省力化のため花粉媒介昆虫を利用する 共同選果施設を利用する
13	野菜専作	岡山平野 吉備高原 津山盆地	〈作付面積〉 いちご 25a 〈経営面積〉 25a	<ul style="list-style-type: none"> 高設の促成栽培とする 親株を計画的に更新する

14	野菜専作	全域	〈作付面積〉 はくさい 200a キャベツ 100a 〈経営面積〉 300a	<ul style="list-style-type: none"> ・はくさいは夏まきとする ・キャベツは春まきとする ・自家育成したセル成型苗を利用する
15	花き専作	吉備高原 津山盆地 中国山地	〈作付面積〉 りんどう露地 60a 〈経営面積〉 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目は株を養成して2年目以降5年間は収穫する ・プラグ苗を購入 ・連作は避ける
16	花き専作	岡山平野	〈作付面積〉 スイートピー 20a 〈経営面積〉 20a	<ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培とする ・直播き栽培とする ・種子は自家採種とする

畜産部門

NO	営農類型	適応地域	経営規模	生産方式
17	酪農専作	全域	〈飼養規模〉 乳用牛 50頭 (ホルスタイン種)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養管理の適正化により供用年数を延ばす ・環境に配慮し、糞尿は堆肥化しほ場に還元する
18	酪農専作	中国	〈飼養規模〉 乳用牛 80頭 (ジャージー種)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養管理の適正化により供用年数を延ばす ・環境に配慮し、糞尿は堆肥化しほ場に還元する
19	肉用牛専作 (繁殖)	全域	〈飼養規模〉 肉用牛 70頭 (黒毛和種)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理により、生産性を向上させ、資質の高い子牛を生産する ・環境に配慮し、糞尿は堆肥化し飼料生産に有効に活用する
20	肉用牛専作 (肥育)	全域	〈飼養規模〉 去勢牛 200頭 (黒毛和種)	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚飼料は自動給餌機で給与する ・糞尿はたい肥化して販売する

営農類型モデル（新規就農者）

前提条件

- 1 主たる従事者1人あたりの農業所得目標は200万円以上とし、年間総労働時間は1,200時間以上とする
- 2 農産物の販売価格は、令和2年～令和6年の市場価格等を参考にして設定する
- 3 複式簿記の記帳によるデータをもとに経営を管理することを基本とする
- 4 近代的な経営を基本とし、そのために労働力が不足する場合は、雇用労働力により補う
- 5 適応地域は、自然的条件で区分する（岡山県の自然的条件による農業地域区分）

NO	営農類型	適応地域	経営規模	生産方式
1	水稻・麦・作業受託複合	岡山平野 津山盆地	〈作付面積〉 水稻 5.0ha 小麦 5.0ha 水稻作業受託 4.0ha 〈経営面積〉 水田 10.0ha	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻・ビール大麦の輪作体制 ・水稻は中晩（又は早中）2品種を組み合わせる作期を拡大する ・農地中間管理事業等活用し農地の集積・集約化を図る ・基幹作業（耕起 田植 稲刈）を中心に水稻の作業受託を行う
2	果樹専作（もも）	岡山平野 吉備高原	〈作付面積〉 加納岩白桃 5a 白鳳 10a 清水白桃 10a おかやま夢白桃 10a 白皇 5a 〈経営面積〉 樹園地 40a	<ul style="list-style-type: none"> ・労働分散を図るため、中生・晩生・極晩生品種を組み合わせる ・バックホーは2戸、スピードスプレイヤーは3戸の共同利用とする
3	果樹専作（ぶどう）	吉備高原 津山盆地	〈作付面積〉 ピオーネ簡易被覆 20a シャインマスカット簡易被覆 10a 〈経営面積〉 樹園地 30a	<ul style="list-style-type: none"> ・品種を組み合わせる ・かん水施設を導入する
4	野菜専作	吉備高原 中国山地	〈作付面積〉 トマト 20a 〈経営面積〉 20a	<ul style="list-style-type: none"> ・雨除け、養液土耕栽培とする ・着果安定と省力化のため花粉媒介昆虫を利用する
5	野菜専作	岡山平野（温暖地）	〈作付面積〉 はくさい 100a キャベツ 50a 〈経営面積〉 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・はくさいは夏まき、キャベツは春まきとする
6	野菜専作	岡山平野 吉備高原 津山盆地	〈作付面積〉 いちご 15a 〈経営面積〉 15a	<ul style="list-style-type: none"> ・高設の促成栽培とする ・親株を計画的に更新する

